令和4年度府省及び関係団体 陳情書

(福)日本視覚障害者団体連合 令和4年8月29日

厚生労働省(障害福祉関係)

【障害福祉サービス全般】

- 1. 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の第 10条により、貴省が所管する施策において視覚障害者への情報保障 をさらに進めるための措置を講じ、あるいは予算を確保すること。
- 2. 障害福祉サービスを行う人材を確保し、視覚障害者のニーズに見合った人材を育成すること。
- 3. 障害福祉サービスの一部負担金の算定基準は所得によって区分されているが、この区分を細かく分けて、所得の実情に合った負担となるようにすること。
- 4. 各自治体の障害福祉窓口担当者の専門性を確保するため、スキルアップを助成すること。

【外出保障】

- 5. 視覚障害者がどの地域でも同行援護を安定的に利用できるようにするため、空白地区の自治体に対し、必要な同行援護事業所を育成し従業者を養成すること。そのために報酬の見直しも実施すること。
- 6. 同行援護従業者の資質を向上させ、コロナ禍であっても必要な移動 に対してサービスを行うことができるように自治体を指導すること。
- 7. 同行援護従業者養成研修応用課程において代筆・代読支援のカリキュラム拡充を行い、応用課程修了者を採用する事業所への加算を設定すること。
- 8. 公共交通機関の利用が不便な地域において、同行援護従業者の車の利用を認め、移動・待機時間を報酬算定の対象に加えること。

- 9. 通勤や通学、子供の通園等で同行援護の利用ができるよう、同行援護の支援適用範囲を広げるか、新たな福祉制度を新設すること。
- 10. 介護保険対象者が通院する際に、同行援護が利用できることを周知徹底すること。
- 11. 同行援護における地域間格差をなくし、利用時間の制限を撤廃させ、個人のニーズに合った支給量が確保されるようにすること。
- 12. 同行援護の利用者の自己負担を廃止すること。
- 13. 施設利用者が地域生活支援事業の移動支援が利用できることを周知徹底すること。

【意思疎通支援事業】

- 14. 地域生活支援事業の意思疎通支援事業を個別給付にすること。
- 15. 視覚障害者を対象とする意思疎通支援事業「代筆・代読支援」を全国の自治体で実施させるため、実施要領を作成し、市町村に対し通知すること。
- 16. 視覚障害者を対象とする意思疎通支援事業「代筆・代読支援」を同行援護と併せて利用できるようにすること。
- 17. スマートフォンの動画機能を利用した読み上げや場面解説を文書対応に準ずるサービスとして、意思疎通支援事業「代筆・代読支援」の中で利用できるようにすること。

【日常生活用具·補装具等】

- 18. 日常生活用具の音声体温計や音声体重計、音声血圧計等の支給基準にある家族要件を廃止すること。
- 19. 読書バリアフリー法の理念である読書環境の充実に向け、日常生活用具の視覚障害者用ポータブルレコーダーの支給範囲の制限を撤廃すること。

- 20. 日常生活用具の品目に放射能測定器(しゃべる線量計)を加えること。
- 21. 日常生活用具の品目にスマートフォン等と連携機能があるスマート家電を加えること。
- 22. 日常生活用具または補装具の品目に、AI技術を活用した多機能 の視覚支援装置や暗所視支援眼鏡を加えること。
- 23. 視覚障害者向けの音声式のパルスオキシメーター及び非接触式体 温計を開発し、日常生活用具に加えること。
- 24. 日常生活用具または補装具の取扱説明書は、視覚障害者が確認できる媒体(音声版、点字版、拡大文字版、テキストデータ版等)で発行できるように助成すること。

【読書バリアフリー】

25.「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)に基づいて、地方自治体が計画を策定し予算化するよう、地方自治体に指導すること。

【ICTに関する支援】

- 26. 視覚障害者が I C T 機器の操作を会得し、円滑に利用できるようにするため、障害者支援センターによる支援や障害福祉サービスによる支援を充実させること。
- 27. デジタル化に伴い、視覚障害者にも利用できる機器等の研修会を開催する自治体や当事者団体に対し、開催費用等を助成すること。

【歩行訓練】

28. 歩行訓練を全国の視覚障害者が受けられるようにするために、自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業所の要件を緩和すること。また、歩行訓練士を国家資格化し、配置基準を定める等して歩行訓練を実施する事業所と歩行訓練士を増やすこと。

29. 歩行訓練を全国の視覚障害者が受けられるようにするために、地域生活支援事業の実施要綱等に配置基準を示したうえでメニューとして明文化すること。

【医療と福祉の連携】

30. 地域の中途視覚障害者等の支援を充実させるため、スマートサイト等の医福連携体制を全国各地で普及させ実質化させること。また、イギリスにおけるECLOを参考として支援者を養成すること。

【手帳】

3 1. 眼球使用困難症を身体障害者手帳の認定基準に加えること。また、 身体障害者手帳の交付対象となるまでの間は、眼球使用困難症の者を 暫定的に同行援護や日常生活用具の給付対象とすること。

【ロービジョンケアに関する診療報酬改定】

32. 現行の視能訓練には、「斜視視能訓練」と「弱視視能訓練」があるが、これらに「ロービジョン視能訓練」を新たに追加し、ロービジョン検査判断から引き続いて実際のロービジョン訓練が受けられるようにすること。

【高齢者問題】

- 33. 視覚障害者が一定以上の所得があっても、養護盲老人ホームに入 所できるようにすること。
- 34. 市町村による養護盲老人ホームへの入所措置控えを解消すること。

【医療】

- 35. 入院中に居宅介護等のヘルパーを利用できるようにすること。
- 36. 医療機関において、急患時の検査・手術・入院の説明、書類の代筆・代読を促進すること。

37. 医療費の自己負担につき、障害者医療扶助が使える場合は、窓口での支払いをしなくても済むように法制化すること。少なくとも、窓口での支払いをしなくてもよいようにしている自治体に課せられているペナルティーを撤廃すること。

【新型コロナウイルス感染症】

38. 新型コロナウイルス感染症に罹患した視覚障害者が安心して療養するため、入院、ホテル療養、自宅療養をする際に、適切な情報提供や 移動の支援が受けられるようにすること。

【療育】

39. 視覚障害児の早期発見のためのスクリーニングテストを、乳幼児検診等で実施すること。

【補助犬】

40. 盲導犬使用者の乗車拒否や入店拒否をなくすために、身体障害者 補助犬法における努力義務を法的義務にすること。